

平成 27 年 9 月 8 日

○

第 4 回廿日市市議会議案説明書
(第 3 回定例会)

○

廿 日 市 市



第4回廿日市市議会議案説明書目次

報告第13号	専決処分事項の報告について	1
議案第71号	廿日市市伝統的建造物群保存地区保存条例	3
議案第72号	廿日市市個人情報保護条例の一部を改正する条例	5
議案第73号	職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例	7
議案第74号	廿日市市税条例の一部を改正する条例	9
○ 議案第75号	廿日市市手数料条例の一部を改正する条例	13
議案第76号	廿日市市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例	15
議案第80号	工事請負契約の締結について	17
議案第81号	工事委託契約の締結について	19
議案第82号	訴えの提起について	21
議案第83号	訴えの提起について	23
○ 質問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて	25



(報告第13号)

専決処分事項の報告について
(損害賠償の額を定めることについて)

(消防本部)

1 専決処分した理由

平成27年6月12日宮島消防署の職員が、救急搬送用務のため、救急車を運転して廿日市市沖塩屋一丁目地内の交差点を直進しようとした際、右方向から直進してきた軽乗用自動車と衝突し、同車に損傷を与えた。

この交通事故による損害賠償について示談解決を図るため、その損害賠償額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したものである。

2 専決処分の内容

損害賠償額 59,206円

3 専決処分年月日

平成27年8月19日

4 根拠法令

(1) 地方自治法

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

② 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

(2) 市長の専決処分事項

第4号 1件50万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を決定すること。

5 参照法令

民法

第715条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

廿日市市伝統的建造物群保存地区保存条例

(歴史まちなみ推進室)

1 制定の理由

本市における歴史的まちなみを保存、復元及び継承することを目的として文化財保護法に規定する伝統的建造物群保存地区を定めることに伴い、必要な事項を定めようとするものである。

2 条例の内容

(1) 用語の定義（第2条関係）

ア 伝統的建造物群とは、周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いものをいう。

イ 伝統的建造物群保存地区とは、伝統的建造物群及びこれと一体をなしてその価値を形成している環境を保存するため、市が定める地区をいう。

(2) 保存計画（第3条関係）

教育委員会は、保存地区に係る都市計画の決定があったときは、審議会の意見を聴いて保存計画を定め、告示しなければならない。

(3) 現状変更行為の規制及び許可の基準（第4条・第5条関係）

保存地区内において現状変更行為をしようとするときは、市長及び教育委員会（以下「市長等」という。）の許可を受けなければならない。市長等は、許可基準に適合しないものは許可をしてはならない。

(4) 国の機関等に関する特例（第6条関係）

国の機関等が行う現状変更行為については、許可を受けることを要しない。この場合、現状変更行為をしようとするときは、市長等に協議しなければならない。

(5) 許可の取消し等（第7条関係）

市長等は、この条例の規定に違反した者等に対し、現状変更行為に係る許可を取り消し、又は工事の停止を命じるなど、違反を是正する

ための必要な措置を執ることを命ずることができる。

(6) 助言等（第8条関係）

市長等は、保存地区内において現状変更行為をしようとする者等に
対して必要な助言等をすることができる。

(7) 経費の補助等（第9条関係）

市は、物件の管理、修理、修景又は復旧について、自ら保存のため
の適当な措置を行い、又は当該物件の所有者等に対し予算の範囲内に
おいてその経費の一部を補助することができる。

(8) 審議会の設置等（第10条関係）

教育委員会に、保存地区の保存に関する重要事項を調査審議する廿
日市市伝統的建造物群保存地区保存審議会を置く。

(9) 罰則（第11条関係）

許可を受けないで現状変更行為をした者又は許可の取消し等に係る
命令に違反した者は、5万円以下の罰金に処する。

3 施行期日

伝統的建造物群保存地区に係る都市計画の決定の告示があった日。た
だし、2の(8)の規定は、公布の日

4 根拠法令

文化財保護法

第143条 市町村は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第5
条又は第5条の2の規定により指定された都市計画区域又は準都市計
画区域内においては、都市計画に伝統的建造物群保存地区を定めるこ
とができる。この場合においては、市町村は、条例で、当該地区の保
存のため、政令の定める基準に従い必要な現状変更の規制について定
めるほか、その保存のため必要な措置を定めるものとする。

(議案第72号)

廿日市市個人情報保護条例の一部を改正する条例

(総務課)

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の施行に伴い、市が保有する特定個人情報の適正な取扱いを確保し、及び特定個人情報の開示、訂正等を実施するために必要な規定を定めるなどの改正を行おうとするものである。

2 改正の内容

(1) 目的外利用

特定個人情報（情報提供等記録を除く。）について、目的外利用が可能な場合を、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合で、本人の同意があるか同意を得ることが困難な場合とする。

(2) 開示・訂正・利用停止請求

ア 特定個人情報についての開示・訂正・利用停止請求については、任意代理人による請求を認める。

イ 特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の利用停止請求を認めの場合を、番号法に違反する行為のうち特に不適切なものが行われた場合とする。

ウ 特定個人情報については、他の法令等による開示を行うことができる場合にも個人情報保護条例による開示を行うことができることとする。

(3) 廿日市市個人情報保護運営審議会

特定個人情報保護評価書のうち全項目評価書及び特定個人情報ファイルの取扱いに関する重要事項についても、調査審議するものとする。

(4) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

平成27年10月5日。ただし、2の(3)は公布の日、2のうち情報提供等記録に関しては番号法附則第1条第5号の政令で定める日

4 根拠法令

地方自治法

第14条 普通地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて第2条第2項の事務に関し、条例を制定することができる。

5 参照法令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

第31条 地方公共団体は、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により行政機関の長、独立行政法人等及び個人番号取扱事業者（特定個人情報ファイルを事業の用に供している個人番号利用事務等実施者であって、国の機関、地方公共団体の機関、独立行政法人等及び地方独立行政法人以外のものをいう。以下この節において同じ。）が講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体及びその設立に係る地方独立行政法人が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止（第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された特定個人情報にあっては、その開示及び訂正）を実施するために必要な措置を講ずるものとする。

(議案第 73 号)

職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

(人 事 課)

1 提案の要旨

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 施行期日

平成 27 年 10 月 1 日



(議案第74号)

廿日市市税条例の一部を改正する条例

(税制収納課)

1 提案の要旨

地方税法の一部が改正されたことなどに伴い、次のとおり市民税等に関する規定を改正しようとするものである。

(1) 個人の市民税

ア 所得割の課税標準を算定する際には、出国する居住者が有価証券等を有する場合などに当該出国時に譲渡等があったものとみなす譲渡所得課税の特例は、適用しないこととする。

イ 住宅借入金等特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を平成31年まで延長する。

(2) 固定資産税

高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の貸家住宅で、平成27年4月1日から平成29年3月31日までの間に新築されたものに係る最初の5年度分の固定資産税の減額割合を3分の2と定める。

(3) 軽自動車税

身体障害者等に対する軽自動車税の減免を受けようとする者が行う申請書の提出期限を納期限までとする。

(4) 市たばこ税

ア 紙巻たばこ3級品に係るたばこ税の税率の特例を廃止し、次に掲げる期間に売渡し等が行われた紙巻たばこ3級品に係るたばこ税の税率を次のように定める。

期 間	税 率
平成28年4月1日から	
平成29年3月31日まで	1,000本につき2,925円

平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで	1,000本につき3,355円
平成30年4月1日から 平成31年3月31日まで	1,000本につき4,000円

イ 税率の引上げの日前に売渡し等が行われた紙巻たばこ3級品を同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行う。

(5) 徴収の猶予又は換価の猶予（これらの猶予期間の延長を含む。）

ア 徴収の猶予又は換価の猶予をする場合の市の徴収金の分割納付又は分割納入は、徴収の猶予又は換価の猶予をする期間内において、徴収の猶予又は換価の猶予に係る金額を各月ごとに分割して納付し、又は納入する方法により行うものとする。

イ アの方法により分割納付等をさせるときは、各納付等期限及び各納付等期限ごとの各納付等金額を定めるとともに、当該猶予を受けようとする者にその旨を通知するものとする。

ウ イにより定めた各納付等期限及び各納付等期限ごとの納付等金額は、やむを得ない理由があると認めるときは、変更することができるのこととする。

エ 徴収の猶予又は申請による換価の猶予の申請者が申請書に記載すべき事項及び申請書に添付すべき書類について定める。

オ 職権による換価の猶予を行う際に、相手方に対して提出を求める書類を定める。

カ 申請による換価の猶予を受ける際の申請期間を、納付等をすべき徴収金の納期限から6月までとする。

キ 徴収の猶予又は申請による換価の猶予を受ける際に提出する申請書及び添付書類について、市が申請者に当該申請書又は当該添付書類の訂正を求めた際の訂正期間を20日とする。

ク 徴収の猶予又は換価の猶予を受ける際に、猶予に係る金額が10

0万円以下である場合、猶予期間が3月以内である場合又は担保を徴取することができない特別な事情がある場合については、担保の徴取を要しないこととする。

(6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う申請書等への個人番号等の記載

市税の減免申請等を行う際の申請書等に個人番号又は法人番号を記載することとする。

(7) その他必要な規定の整理を行う。

2 施行期日

○ 公布の日。ただし、1の(1)のア、1の(6)及び1の(7)のうち所得税法の一部改正に伴う引用条項の整理に係る改正規定については平成28年1月1日、1の(4)、1の(5)並びに1の(7)のうち恒久的施設に係る引用条項の改正規定及び法人税法の一部改正に伴う引用条項の整理に係る改正規定については平成28年4月1日

3 根拠法令

地方税法

第3条 地方団体は、その地方税の税目、課税客体、課税標準、税率その他賦課徴収について定をするには、当該地方団体の条例によらなければならない。



(議案第 75 号)

廿日市市手数料条例の一部を改正する条例

(市民課)

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、通知カード及び個人番号カードの再交付に係る手数料の額について定めるとともに、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律において住民基本台帳法の一部が改正されたことにより住民基本台帳カードの交付及び再交付に係る手数料の額に関する規定を改正しようとするものである。

2 改正の内容

(1) 手数料の追加

ア 通知カードの再交付を行うことについて、その手数料の額を定める。

事務の種類	単位	手数料	備考
通知カードの再交付 (通知カードの追記欄の余白 がなくなったときその他再交 付することについてやむを得 ない理由があると市長が認め る場合を除く。)	1 件	500円	1 申請をもって 1 件 とする。

イ 個人番号カードの再交付を行うことについて、その手数料の額を定める。

事務の種類	単位	手数料	備考
個人番号カードの再交付 (個人番号カードの追記欄の 余白がなくなったときその他	1 件	800円	1 申請をもって 1 件 とする。

再交付することについてやむを得ない理由があると市長が認める場合を除く。)

(2) 手数料の削除

住民基本台帳カードの廃止に伴い、その交付及び再交付に係る手数料の額を削る。

3 施行期日

平成27年10月5日。ただし、2の(1)のイ及び2の(2)の改正規定については、平成28年1月1日

4 根拠法令

地方自治法

第227条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

第228条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。（以下略）

(議案第 76 号)

廿日市市国民健康保険税条例等の一部を改正する条例

(保 険 課)

1 改正の理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の施行等に伴い、必要な規定の整理を行おうとするものである。

2 改正の内容

- (1) 国民健康保険税の減免申請書に記載すべき事項に、番号法に規定する個人番号を追加する。
- (2) その他必要な規定の整理を行う。

3 施行期日

平成28年1月1日。ただし、2の(2)については、公布の日

4 根拠法令

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律

第9条 別表第1の上欄に掲げる行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他の行政事務を処理する者（法令の規定により同表の下欄に掲げる事務の全部又は一部を行うこととされている者がある場合にあっては、その者を含む。第3項において同じ。）は、同表の下欄に掲げる事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができます。当該事務の全部又は一部の委託を受けた者も、同様とする。



(議案第80号)

工事請負契約の締結について

(契 約 課)

1 提案の要旨

廿日市市下平良一丁目11番1号において施工する本庁舎・文化センター屋上防水・外壁保全工事の請負契約を締結しようとするものである。

2 請負契約の内容

(1) 工事内容 屋上防水及び外壁改修工事 一式

(2) 請負金額 232,200,000円

(3) 請負者 大竹市立戸四丁目1番47号

株式会社 三洋技建

代表取締役 谷 岡 茂

(4) 工期 議決の日の翌日から

平成29年3月31日まで

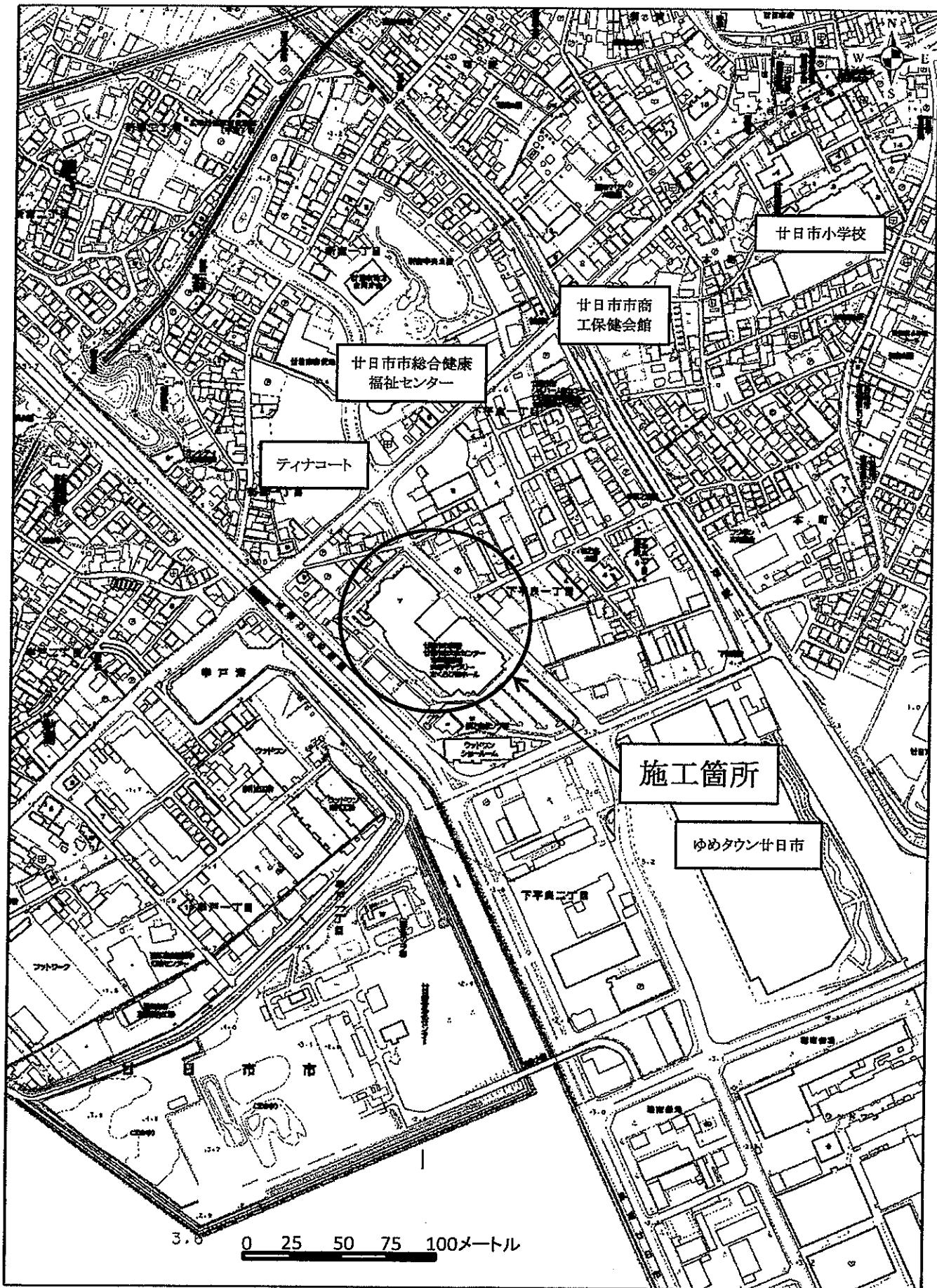
3 根拠法令

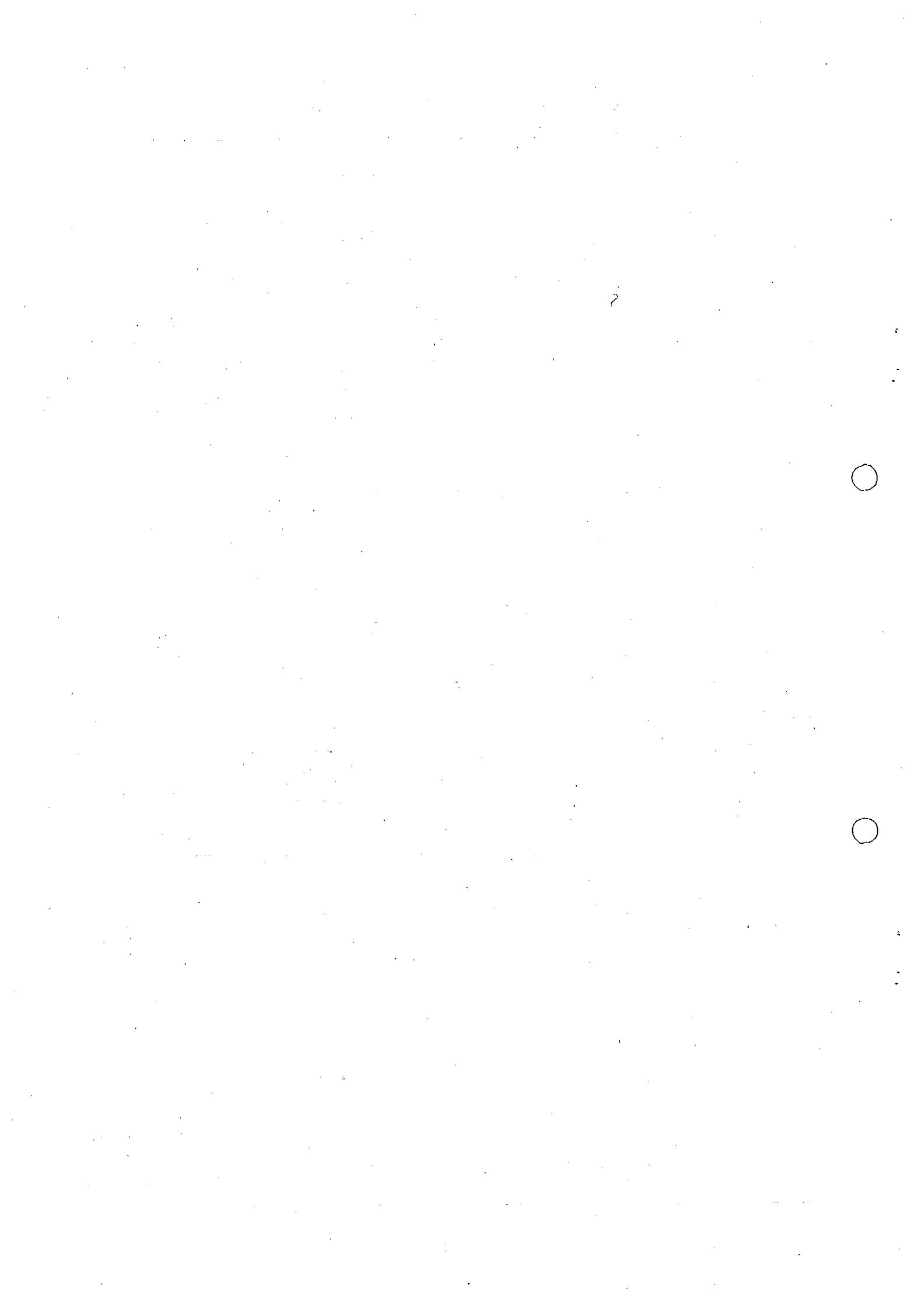
議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

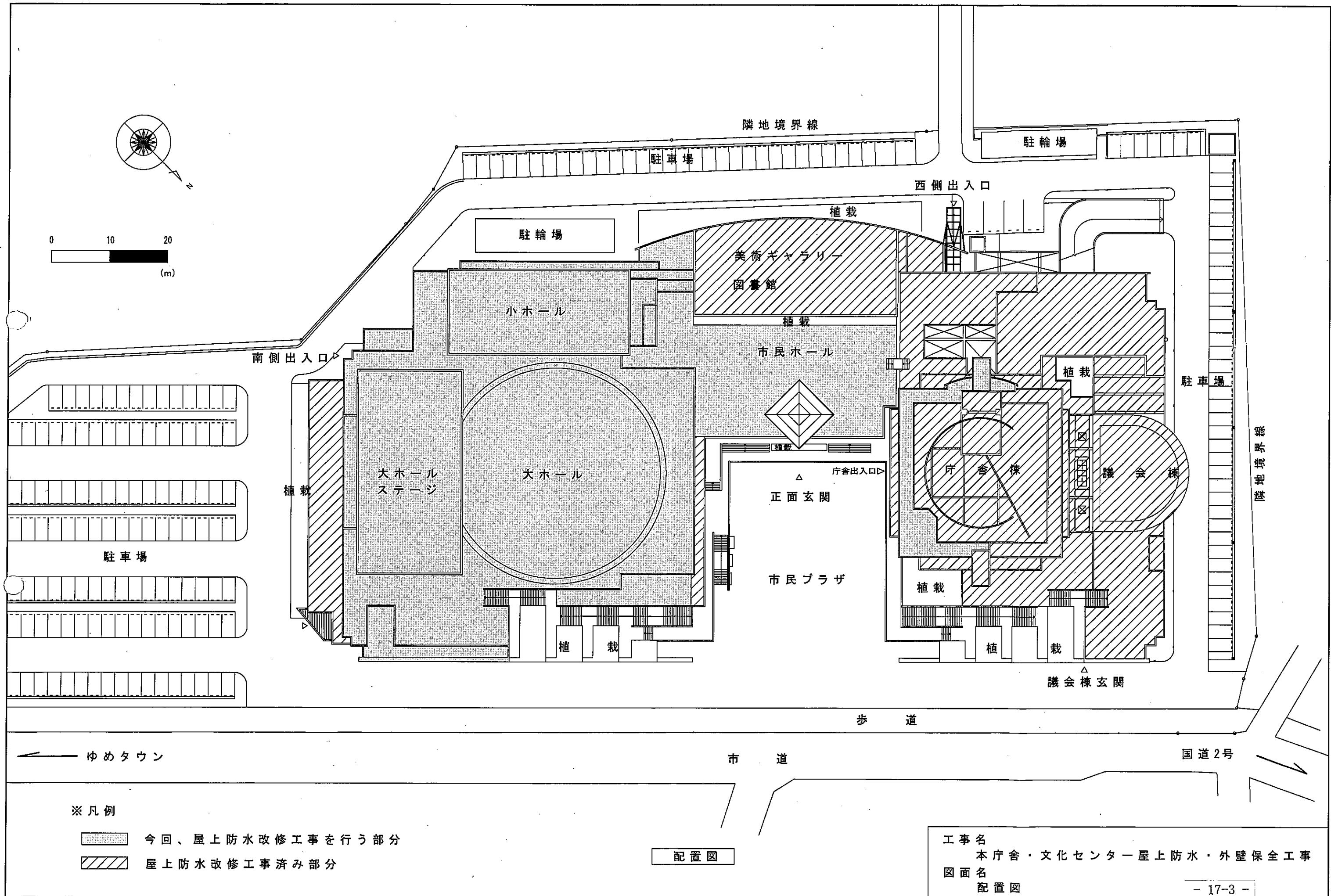
第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。

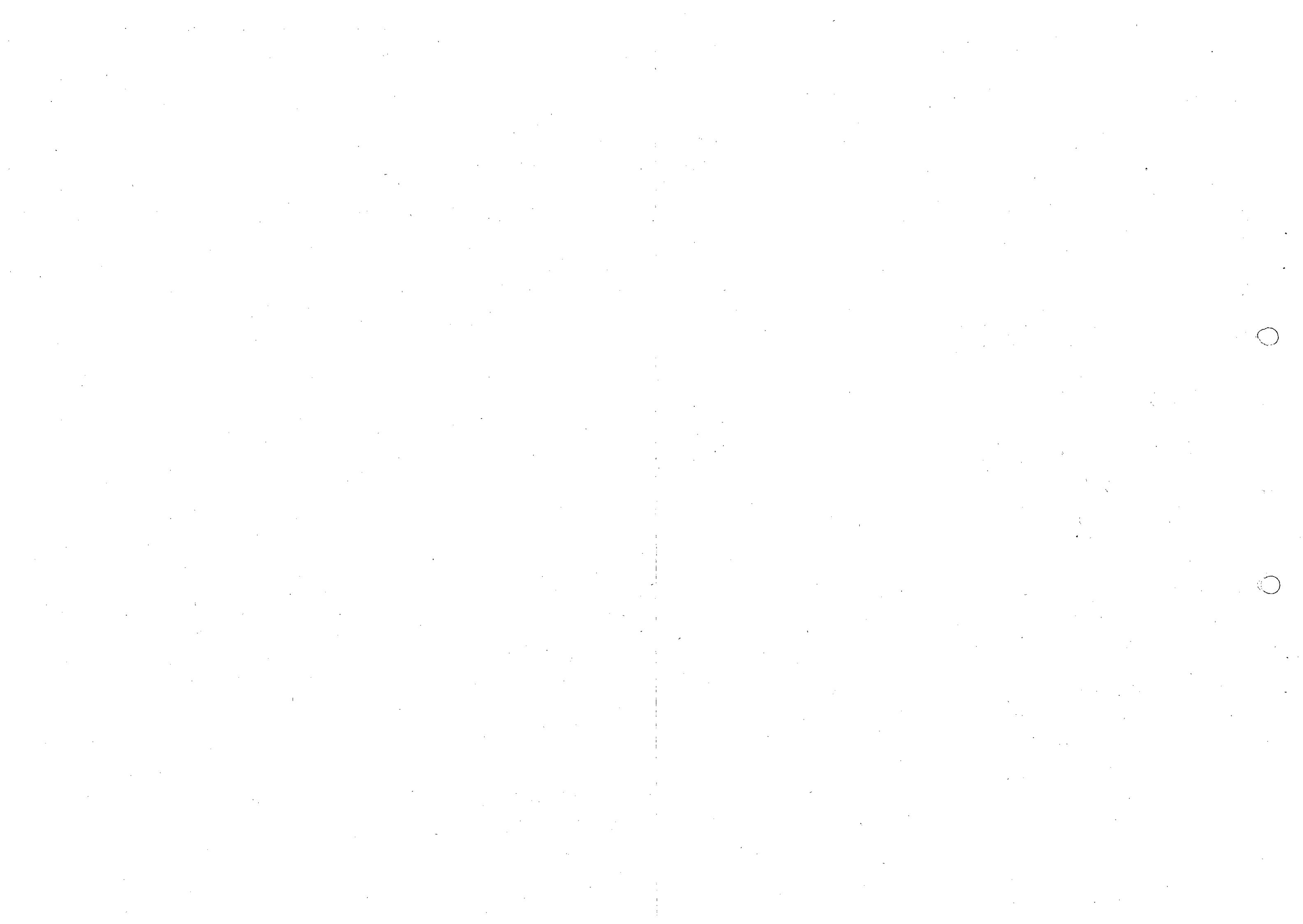


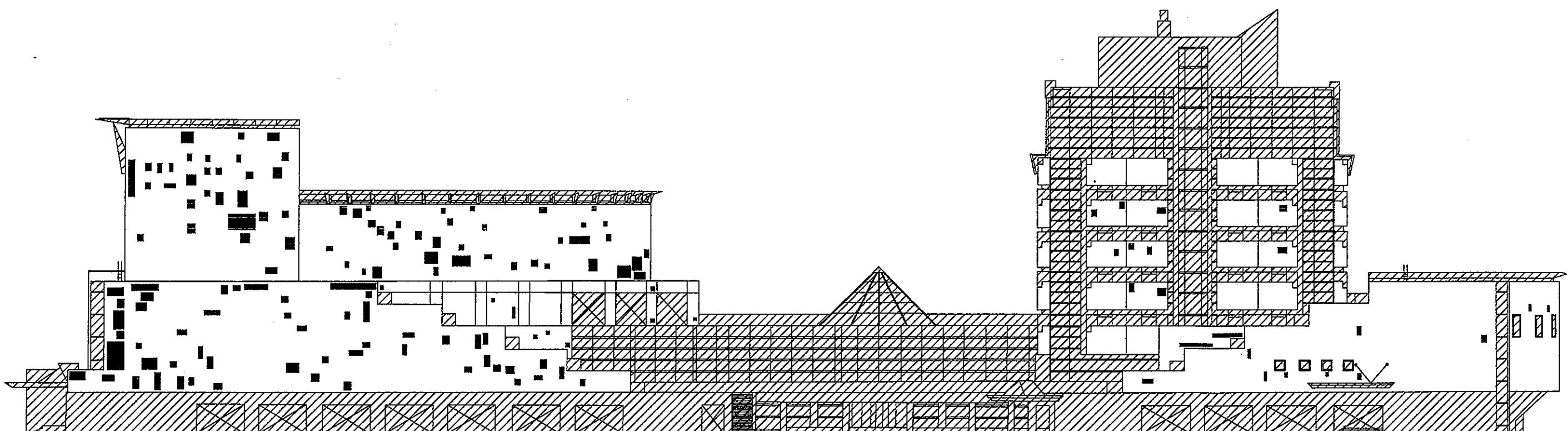
本庁舎・文化センター 位置図











東立面図（正面玄関側）

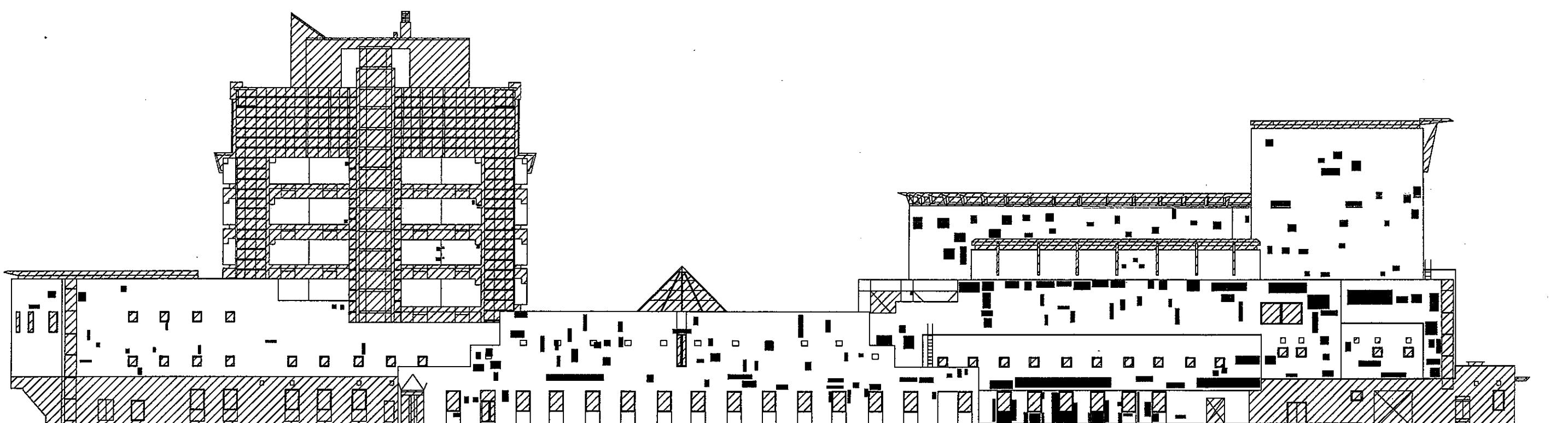
凡例

- : タイルの浮き部分
- : タイル仕上げ部分
- ▨ : 窓ガラス、石材仕上げ等部分

0 5 10
(m)

工事名
本庁舎・文化センター屋上防水・外壁保全工事
図面名
東側立面図（正面玄関側）





西立面図

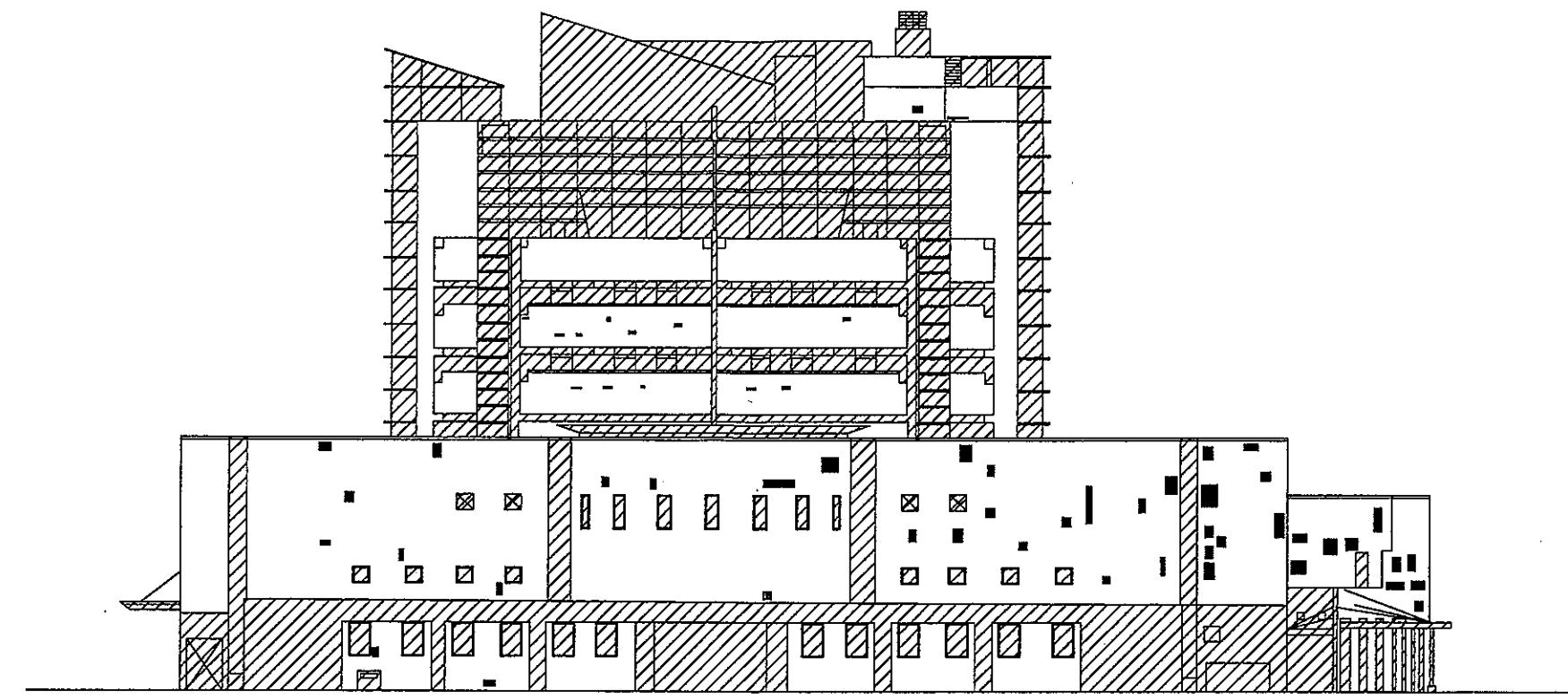
凡例

- : タイルの浮き部分
- : タイル仕上げ部分
- ▨ : 窓ガラス、石材仕上げ等部分

0 5 10
(m)

工事名
本庁舎・文化センター屋上防水・外壁保全工事
図面名
西側立面図





北立面図



南立面図

凡例

- : タイルの浮き部分
- : タイル仕上げ部分
- ▨ : 窓ガラス、石材仕上げ等部分

0 5 10
(m)

工事名
本庁舎・文化センター屋上防水・外壁保全工事
図面名
北側及び南側立面図



(議案第81号)

工事委託契約の締結について

(下水道建設課)

1 提案の要旨

廿日市市串戸一丁目20番1号において施工する廿日市市公共下水道根幹的施設建設工事の委託契約を締結しようとするものである。

2 委託契約の内容

(1) 工事内容 廿日市市公共下水道根幹的施設建設工事

○ 廿日市浄化センター

機械設備工事 一式

電気設備工事 一式

(2) 委託金額 209,460,000円

(3) 受託者 東京都文京区湯島二丁目31番27号

日本下水道事業団

○ 理事長 谷 戸 善 彦

(4) 工期 議決の日の翌日から

平成29年3月31日まで

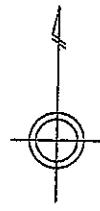
3 根拠法令

○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億5,000万円以上の工事又は製造の請負とする。



位 置 図



日 本 市

施工箇所



廿日市公共下水道根幹的施設建設工事





(議案第82号)

訴えの提起について

(住宅営繕課)

1 提案の要旨

市は、_____に対し、市営住宅の滞納家賃及び延滞金の支払を再三にわたり催告するなどしているが、同人がこれに応じないので、裁判によって解決を図るため、同人に対する市営住宅の明渡しの請求等に関する訴えを広島地方裁判所に提起しようとするものである。

○ 2 根拠法令

地方自治法

第96条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

○ (12) 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第3条第2項に規定する処分又は同条第3項に規定する裁決をいう。以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において同じ。）に係る同法第11条第1項（同法第38条第1項（同法第43条第2項において準用する場合を含む。）又は同法第43条第1項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第105条の2、第192条及び第199条の3第3項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものと除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものと除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関する事。



(議案第83号)

訴えの提起について

(住宅営繕課)

1 提案の要旨

市は、 に対し、市営住宅の滞納家賃及び延滞金の支払を再三にわたり催告するなどしているが、同人がこれに応じないので、裁判によって解決を図るため、同人に対する市営住宅の明渡しの請求等に関する訴えを広島地方裁判所に提起しようとするものである。

○ 2 根拠法令

議案第82号説明書に同じ。



(諮問第1号)

人権擁護委員の推薦につき意見を求めるについて

(人権・男女共同推進課)

1 提案の要旨

(1) 藤咲俊昭委員及び星野弥生委員は、平成27年12月31日をもって任期が満了するので、その後任委員を推薦しようとするものである。

(2) 後任委員

梅本光子(新任)

西田弘展(新任)

(3) 現在の委員は、次のとおりである。

西本タツ子

市里尚弘

兒玉宣明

原いち代

山中攻治

藤山節子

前田幸子

石社京子

新居克己

青木敬子

藤咲俊昭

星野弥生

宮本守

岡崎和生

佐々木三郎

正留律雄

白築京子

2 根拠法令

人権擁護委員法

第6条

③ 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であつて直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

(

(

